



陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
		NLT-Z200003F	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成21年 1月27日
		変 更	令和 3年10月15日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

整備診断作業

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する装備品等の外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 品名・数量

品名及び数量は、調達要求書による。ただし、調達要求書で指定できない場合は調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b)に示す“修理”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次による。  
なお、工程の細部指示については、調達要領指定書によって指定する。

- a) 診断作業方式 作業内容は表1による。ただし、電子器材等については、表4による。
- b) 整備作業方式 作業内容は表2による。ただし、電子器材等については、表5による。
- c) 整備診断作業方式 作業内容は表3による。ただし、電子器材等については、表6による。

2.5 修理基準

修理基準は、当該物品の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部については、承認図面又は当該物品の製造会社の会社基準等による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、次による。

- a) 整備実施場所は、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z50

0002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

b) 保有部隊等において整備を実施する場合は、調達要領指定書によって指定する。なお、整備のため実施場所（当該駐屯地など）へ出入りなどする場合は、当該駐分屯地の定めるところによる。

## 2.7 構成

構成は、当該物品の陸上自衛隊補給カタログによる。ただし、これにより難しい場合は承認図面又は当該物品の製造者の会社基準による。

## 2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

## 2.9 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10による。なお、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、C塗装とする。

## 2.10 外觀

外觀は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

## 2.11 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足するものでなければならない。

## 2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

## 3 品質保証

### 3.1 試験・試験方法

試験及び試験方法は、2.4によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 一般事項

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の箇条5による。なお、必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

### 5.2 承認用図面等

契約の相手方は、2.5、2.7及びその他必要なものについて、契約後速やかに承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

### 5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7による。

表 7-1 提出書類

番号	整備の作業方式	提出書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図 1 に示 す。
2	整備作業	—	—	—	—	—
3	整備診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図 1 に示 す。

5.4 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

5.5 サブライチエーン・リスク対応に関する要求

サブライチエーン・リスク対応に関する要求は、GLT-CG-Z000009の2.2により実施し、要求の有無は、調達要領指定書によって指定する。

5.6 その他

その他は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1—診断作業表

区分	工程	作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	—
	2	分解	—
	3	洗浄	アルミ合金などの部品は、洗浄にか(苛)性ソータを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。〕 3) 絶縁抵抗, 導通試験, 水圧・油圧・気圧試験などを含む。
	5	部品組立て	—
	6	包装など	—

表 2—整備作業表

区分	工程	作業内容	注記
整備作業	1	入場点検	入場品の外觀状態, 欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。
	2	分解	整備明細仕様書 <sup>注1)</sup> の修理作業のための必要箇所の分解
	3	修理	整備明細仕様書による修理作業
	4	部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て
	5	機能・性能試験	本文 3. 1 による。
	6	塗装・防せい 処置	本文 2. 9 による。
	7	整備品の表示	本文 2. 12 による。
	8	完成検査及び 包装	1) 完成検査は, 本文 3. 2 による。 2) 包装は, 本文簡条 4 による。
<p>注<sup>注1)</sup> 整備明細仕様書とは, 点検計測後, 契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し, 承認したものをいう。</p>			

表 3—整備診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗浄	スチーム、圧縮空気、洗油、薬液等により洗浄し、付着している泥土、油脂、ほこり、さびなどを除去し、清掃する。	アルミ合金などの部品は、洗浄にか(苛)性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視、測定機器、器具などにより 摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については、金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 [必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。] 3) 絶縁抵抗、導通試験、水圧・油圧・気圧試験等を含む。
	5	修理	整備明細仕様書 <sup>(a)</sup> による修理作業	打こん、まくれ、曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	6	部品組立て	第2工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	8	塗装・防せい処置	本文 2.9 による。	—
	9	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	10	完成検査及び包装	1) 完成検査は、本文 3.2 による。 2) 包装は、本文箇条 4 による。	—

注<sup>(a)</sup> 整備明細仕様書とは、点検計測後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し、承認したものをいう。

表 4—電子器材等診断作業表

区分	工程	作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	—
	2	ユニット <sup>a)</sup> の点検・計測	—
	3	分解	プリント基板などは、分解しない。
	4	点検計測	1) 点検計測を行う場合に必要な清掃, 手入れ, 調整などを含む。 なお, 点検計測は, 主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は, 点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 [必要に応じ, 整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。] 3) 絶縁抵抗, 導通試験等を含む。
	5	部品組立て	—
	6	包装	—

注<sup>a)</sup> ユニットとは, 入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。

表 5—電子器材等整備作業表

区分	工程	作業内容	注記
整備作業	1	入場点検	—
	2	分解	—
	3	修理	へこみ, 曲がりなどのある部位, 表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	4	部品組立て	組立てに伴う調整, 給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	—
	6	塗装・防せい処置	—
	7	整備品の表示	—
	8	完成検査及び包装	—

注<sup>\*)</sup> 整備明細仕様書とは, 点検計測後, 契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し, 承認したものをいう。

表 6—電子器材等整備診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	ユニット <sup>3)</sup> の点検・計測	ユニットを計測器などによって点検・計測し、不具合部位を判定する。	—
	3	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは、分解しない。
	4	点検計測	感応、計測機器などにより部品交換、補充又は修正の要否を測定する。この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けを含む。	1) 点検計測を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 [必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。] 3) 絶縁抵抗、導通試験等を含む。
	5	修理	1) 整備明細仕様書 <sup>4)</sup> による修理作業 2) 修正作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	へこみ、曲がりなどのある部位、表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	6	部品組立て	第 3 工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文 3. 1 による。	—
	8	塗装・防せい処置	本文 2. 9 による。	—
	9	整備品の表示	本文 2. 12 による。	—
	10	完成検査及び包装	1) 完成検査は、本文 3. 2 による。 2) 包装は、本文 箇条 4 による。	—
注 <sup>3)</sup>	ユニットとは、入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。整備明細仕様書とは、点検計測後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し、承認したものをいう。			

**整備診断明細書 <sup>a)</sup>**  
**(整備明細仕様書 <sup>b)</sup>)**

分任支出負担行為担当官（分任契約担当官）

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部長 殿

		審査承認 <sup>b)</sup> 検査官等					調達要求番号 <sup>b)</sup>										
契約番号 <sup>b)</sup>										所在地 会社名 代表者氏名		印					
										固有番号							
品名										見 積				査 定 <sup>b)</sup>			
一連番号	区分・ 部品番号	品名	診 断 内 容				部品 官給の 有無 <sup>b)</sup>	材料費		部品費		加工費	合計			合計	備考
			交換 部品	補充 部品	修理	備考		単価	金額	単価	金額						

注 <sup>a)</sup> 整備診断明細書の用紙寸法は、A4又はA3版を標準とする。  
 なお、本書式については必要に応じて修正することを妨げない。  
 注 <sup>b)</sup> 官側で使用する表題又は項目とする。

図1－整備診断明細書の様式

調達要領指定書	発 簡 番 号	1 1 0
	調 達 要 求 番 号	3MCU2A20002
	調 達 要 求 年 月 日	5. 9. 11
	作 成 部 課	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	5. 9. 11
品 名	噴射ポンプ (74式特大型トラック) (修理)	
仕 様 書 番 号	NLT-Z200003F	

指定事項：

- 1 本文2.2 品名・数量  
整備品名：噴射ポンプ (使用エンジン8DC11-2A型)  
数 量：1EA  
固有番号：108822-2430  
整備内容：整備明細仕様書に基づく修理
- 2 本文2.4 整備の作業方式  
b) 整備作業方式とし、作業内容は、表2とする。
- 3 本文2.5 修理基準  
修理基準は、当該物品の製造者の基準とする。
- 4 本文2.9 塗装・防せい処置  
塗装及び防せい処置は、整備明細仕様書に基づき実施する。
- 5 本文2.12 整備品の表示  
整備品の表示は、不要とする。
- 6 本文5.5 サブライチェーン・リスク対応に関する要求  
要求しない。
- 7 本文5.6 その他  
契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官等に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。





